

近代中国における機械製洋式貨物の釐金免除とその対象製品の拡大(上)

著者	林原 文子
雑誌名	研究論集
巻	72
ページ	179-192
発行年	2000-08
URL	http://doi.org/10.18956/00006386

近代中国における機械製洋式貨物の釐金免除と その対象製品の拡大 (上)

林原文子

はじめに

中国国内の商品流通にとって、釐金の賦課が多大な障害となったことは繰り返すまでもない。市場の拡大、流通の迅速化の要求に伴い、釐金の障害除去への商工業者の圧力も当然たかまる。

当初より、釐金を流通障害の關鍵とみなした外国資本は、輸入税に加え、その半額の付加金をもって釐金等内地通過税に充当するという子口税制度により、外国商品に対する釐金の賦課を排除しようとした。この制度が各地方釐局卡の消極的対応によって十分に機能しなかったことは、先行研究¹⁾で明らかにされているごとくである。

では流通阻害に対し、国内の製造業者はどのように対応したのか。

中国資本も機械制工場を設立するに及び、その販路拡大には諸処での釐金賦課の弊害に遭遇することになった。外国品(洋貨)模倣の製造品に対する特別の課税法は、ここに端を発する。光緒八(1882)年、北洋大臣李鴻章が上海に機器織布局を創設するにあたり、その製品に、各地に転送しても輸出入税率表にしたがい正税一回を納付すれば、釐金を含む一切の内地税が免除されるよう奏請して勅許をえた。上海機器織布局の例では、上海地域での運搬販売は非課税であり、他地域への移出は緡糸1担当たり、咸豊八(1858)年の輸出入税率5%に相当する「正税」0.7両の納付のみで済むことになり、一方輸入品は、0.7両に加え、釐金に代替して子口半税を選択すれば0.35両を合計して、1.05両を海関に納付するという差異が生じた。つづいて光緒十六(1890)年、湖広総督張之洞も湖北機器織布局設立に際し、同一の権利を得た。²⁾

このような事例は、大官僚の工場に対する特権的優遇措置の感を免れないが、中国の商工業発展にとって、問題は、その後一般の工場にどのような措置がとられたのか、である。

結論的にいえば従来の、一般国内製品への税制上の無策という見解に対して、実質的な減税

が行われていたことが明らかになる。その過程で、清末新政の制度改革の一環のなかで、国内税制決定施行機関として設置された税務処の積極的な活動も垣間みえる。

本稿は、中国政府が自国資本の工場製品に、流通政策上実質的な保護政策を取りえたこと、その際、実例がどのように展開していったのかを追うことを目的とする。

() は筆者註、[] は原史料註。

(1) 清末の「保護政策」の端緒

① 税務処の設置

はじめに関係する行政機構、ことに民国以降を主に減税決定に役割を果たした「税務処」に触れておく。在華機械制工場製品の課税、免税については、最初、総理各国事務衙門が担当し、光緒二十七年（1901）年に成立した外務部が引き継いだ。このうち光緒三十二年（1906）年、清朝政府は勅令によって「税務処」を設立し、この機関が工場製品の課税問題に直接関与することになる。当初、督辦稅務大臣に戸部尚書鉄良を、会辦稅務大臣に外務部右侍郎唐紹儀を任命し、すべての各海関の華洋人員を統括させることとした。かつ督辦稅務大臣の名義で総稅務司ロバート・ハートに制度上、命令を下そうとした。包括的な目的からすれば、清朝政府の税務処の設立は、中国の外交、財政の利権回収を意図したものであることは確かであろう。真先に抗議を行ったのは英国である。これに対し清朝政府は、単に総稅務司の統括に対する変更であって（総稅務司は総理衙門、のち外務部に属していた）、海関内部には何ら変動はないと表明して、ことを納めた。³⁾ ただし、海関内部の関係すなわち総稅務司と各口稅務司および各口稅務司とその関員との関係は変更無かったが、総稅務司は外務部に直接、公文を送ることが出来なくなり、戸部、外務部の双方と関係を持つ税務処を通して文書の交換をすることになったのである。⁴⁾ この点よりして、陳詩啓は、税務処設立によって生じた総稅務司の最大の危機は、総稅務司が外交機構と直接の連絡を取れなくなり、外交交渉に干渉しがたくなったことであると述べているが、⁵⁾ 国内関税への介入如何についてはこの時点で触れていない。

このほか、税務処設置の目的自体については、中央政府と地方との税収の視角からの見解も出されている。飯島渉は、中英追加通商条約（光緒二十八年、1902年、いわゆるマッケイ条約）の交渉以来、裁釐加税の実施を北京政府が執拗に要求した理由の一つが「直接中央政府に帰入する確実なる財源を要する」ためであるとして、のちに、「洋関（海関）を監督下に置くべく」設置された税務処は、「地方政府に対する中央集権の財政機構の確立を主たる目的としていた」としている。⁶⁾

たしかに税務処の設置によって、総稅務司の外交交渉への直接介入の面に関しては弱体化し

たかのであるが、もう一つの、清朝政府の海関における財政権を含めた利権回収の企図はただちには効果を生じなかったように見える。ただ、これより前、海関の用いる各種文書は従来ほとんど英文のみであったのが、光緒三十二年十一月、外務部が、海関報告は英、中両文を並列させるよう文書で規定したこと、この外、税務処成立後、光緒三十四年に税務学校を、北京、漢口、上海、福州、広州等に創設し、中国人の高級税務職員を養成して、「洋員」に代替する準備を行なうなど、外務部、税務処は利権回収の企画を着々とすすめていたようである。⁷⁾

のちの税務処も含めその意義については、中国の関税制度の沿革に於いて一画期をなすものとする見方と、⁸⁾ その設置は「利権回収運動ノ余波ノミ、現今ハ唯総稅務司ト外交部財政部トノ交渉ノ仲介機關タルニ過ギズ」⁹⁾ との見解もあるが、税務処設置の評価は、その現実の活動より判断する必要があるだろう。

税務処は民国以降も存続し、その本領を発揮するようになる。内部の機構をみれば、清末から民国初年では四つの部署に分かれ、その「第一股」の職務の一つに「機器製造各貨税」が挙げられているのである。その職務内容は記載されていないが、この部局を一基盤にして、督辦稅務大臣が、主として外務部（民国後、外交部）、戸部（光緒三十三年、度支部。民国後、財政部）、商部（光緒二十九年設立、三十四年農工商部に改組。民国後、工商部、農商部）との意見交換のなかで、在華機器製品の課税問題が審査決定されていくのである。¹⁰⁾ 設置された税務処はその後の実質的な国内製品免税措置への足掛かりとなる機関といえる。

②清末、中国国内機械製品への課税の過程

さて、上海機器織布局、湖北機器織布局への優遇措置はその後、中国国内機械製品全般に適用するよう直ちに成文化されたとはみられない。しかし日清戦争後に課税問題が浮上する。同戦争による日清議定書（光緒二十二年、1896年）において、外国資本の中国国内工場設置が認可され、これに伴い、あらたな提案がなされた。総稅務司の提議にもとづき、中央政府は国庫増収と利権保持の両面から、全ての機械製品に対し、在華中国資本と在華外国資本とを問わず、統一的に従価1割の「離廠税」（工場出荷税）を課す、とした。¹¹⁾

この課税率は衝撃的であり、1895、96年当時、日本では紡績、紡織会社を中国に進出させようという計画があったが、計画が瓦解した直接の理由は、「清国側の製造品課税の動き」であったという。¹²⁾ この1896年は、まさに「中日通商行船条約」について折衝に入ろうとしていたときで、日本側が、中国で製造する洋式製品について一切の課税免除を勝ち取る魂胆をあらわにしたため、中国政府がこれを排除せんとして提出した案だともいわれている。¹³⁾

しかしこの1割徴税案は、張之洞、江蘇巡撫趙舒翹、浙江巡撫廖壽豊らの反対で実施にいた

らなかった。このときの張之洞は、税収の問題より中国の実業振興を保護することを理由に、反対を主張していた。上海織布局以来、ようやく「萌芽」の段階にいたった華商の機器製造工場に対し1割の「加税」は負担であるとして、「値百抽十之新章」は暫時延期し、「商務が大いに盛んになり、かつ各国が又一律に輸入税の加税を認めるときに改めて行なう」べきことを説いている。¹⁴⁾

ついで、光緒二十八（1902）年、マッケイ条約の交渉でふたたび、中国国内での洋式工場の製品は一種の「廠貨税」（工場製品税）を納め、その額は輸入税の2倍すなわち従価1割の統一的税額で内地通過税に代えるとの規定が含まれた（第8条第9節）。しかし同条の関税の条項が列国の承認を得られなかったため、条約は効力を発揮できなかった。

このため中国政府は臨時の措置として、（一）紡績会社の綿糸綿布に対しては、咸豊八（1858）年の税率表に従って正税を課し（物価の上昇等により清末、実質5分以下となる）、以後一切の内地税を免除し、（二）その他の工場の綿糸布および雑貨に対しては、従価5分税を課し、以後一切の内地税を免除する等をさだめた。¹⁵⁾

また史料によれば、1908年10月24日付けで、税務処は、「内地製造品」にたいし輸入税の2倍を賦課して「内地の工業を根絶せんこと」は「不当なり」とし、「機械を以て製造せられたる外国風の貨物は、之を他港に輸出する場合に臨み、単に輸出税として五分を支払へば、到着港に於て従前賦課し来りたる半税を廃止し、之を内地に搬入する場合には、釐捐其他一切の内地税を免除すべし」と決定し、各海関に通牒した。¹⁶⁾

さらに、光緒末年（1905年前後）より中国では「利権回収熱」が勃興した。上記の状況について、当時日本側の史料は、「清国政府へ徵税政策ノ上ニ於テ明白ニ保護主義」をとったとみなしている。「国内産業保護ノ為メニ、内国生産品ニ対シテ、別ニ消費税ヲ課セス。唯貨物ノ原産地ヲ離ルムヤ、最初ノ鈔関旧来ノ税関又ハ釐金局ニ於テ五分ノ従価税ヲ課スル外、内地ニ於テ其輸送ニ際シ何等通過税及ヒ釐金ヲ賦課スル所ナキニ」（筆者断句）、これに対し外国輸入品には5分の輸入税に、開港地以外に搬出するときはさらに2.5分の抵代税（子口半税）が課される、と強い警戒感を示している。¹⁷⁾

よって、同種の外国品にも同一の待遇をあたえるべきで、内国品のみへの内地釐税免除は「条約違反」であり矯正すべきであると列強は捉えたのである。¹⁸⁾ しかも結局、かつて従価1割案も出た税率が、5分（輸出税額に等しき製造税）とされたのである。こうした政策が実施されたのであれば、たしかに国内産機械製品への「保護政策」といえよう。その実態はどうかであったのか。

③清末、「正税一道」（基本税一回）による納税

清末の事例としては、『商務官報』等に機械製工場の納税免除申請の概況がうかがえる。

候補道顧思遠は光緒三十二（1906）年、博山玻璃公司を開設するに当たり、「正税一道」による納税を申請した。結果、税務大臣は、前年、外務部が華商の機器製造による耀徐玻璃公司に関し「祇完正税一道」を許可した「成案」（前例）に依拠して、同様に処置させた。その際、「将来中英新約第八条第九節」が施行されれば「出廠税」（工場製品出荷税）に改めると、付記している。暫定的措置ではあるがこの時期、正税5分のみの徴税を認めていたのである。¹⁹⁾

この耀徐玻璃公司への許可を「成案」として、他の工場に「正税一道」による納税を認めた例が、別の史料にもみられる。光緒三十二年三月、候選郎中龐元激がつぎのように上申した。湖州地方南潯地方に青城機器造纸廠を開設した。紙の見本を供して登記を申請するとともに、「耀徐玻璃公司の納税辦法で措置していただき、販売運送を広げたい」と。これを受けて商部は、外務部に対し「昨年、貴部の咨復にあった、『凡そ機械製造貨物は全て正税一道を納税せしめ沿途の税釐はすべて重複徴税を免除せしめる……』（『凡機器製造貨物統令完納正税一道沿途概免重徴……』）の成案と符合する」として、このたびの青城紙廠もまた機器製造によるもので、耀徐玻璃公司成案の援用の申請は許可すべきである、と述べ、外務部もその通り許可したのである。光緒三十一年以前は商部、外務部等が合議の上、三十二年以降は税務処も加わって、機械製工場に「正税一道」のみによる課税法を認可していたことが確認できよう。²⁰⁾

また、工藝官局織錦科王懋欽は、その製織する洋式の綢緞、絨布などについて、前例に従って「正税一道を納めすべて重複徴税を免除する」ことを願い出た。これにたいし税務処は、該商は、「火油發動織機」を用いて織出しており当然、機器製造貨物であり、搬出する第一子口（「関卡」（関所）で「価格の5分徴税にそって正税一道を納税する」ほかは、「沿途の関所」では脱税等の不正のないかぎりそのまま放免し、それ以上は「税釐」を徴収しないことを許可した。定例の付加条項ではあろうが、ここでも「中英新約第八款」が将来施行されれば、その第九節に照らした「出廠税章程」に従うことをただし書きしている。この点、なおマッケイ条約が生きており、暫行的であるがゆえの認可であることを確認することによって、外国の同意、黙許を得ようとする意図のようにも受け取れるのである。²¹⁾

この他、周鶴林が、西洋の製造法を模倣して石鹼を製造し、「例によりてただ正税を納めるのみで釐金徴収を免除する」ことを申請した例がある。商部から回された申請にたいし税務大臣は、先例で金陵公茂廠、蕪湖裕祥公司是みな外国式の石鹼を製造し、すでに外務部とともに本処が「機器仿造洋貨」に照らして、「運銷出口」のとき5分の正税のみを賦課し、「沿途関卡」は検査するのみで「それ以上は釐税を徴収しない」としている。今回の周鶴林の隆茂肥皂公司も事は同じであるから「成案」に照らして措置するよう回答している。そしてここでも、将来、

「中英新約第八款」が施行されればその第九節によって「出廠税章程」に依拠して処置するとの一項を常套句として加えている。²²⁾

ここで先例となった 金陵公茂廠は、『商務官報』以外に資料を求めれば、さらに遡って商部設置以前の申請事例に出現する。光緒二十八年、鄭宜元らが金陵に公茂廠を設立し石鹼等を製造した。「(李鴻章の) 織布局の旧例にのっとり、正税一道を納付すれば、それ以外すべて免税された」。ここでは、いきつくところ、李鴻章の機器織布局の課税方法が踏襲されていることが明らかになる。ついで光緒二十九年、蕪湖の鴻昌肥皂会社が、「公茂の例の援用」を申請し、工場出荷のまゝに5分の正税を納付すれば、「何処に輸送しても一切税釐の免除」(「無論運往何処、概免抽釐」)を許可された。²³⁾

また、清末の許可基準は主として、上海織布局、湖北織布局のレヴェルに置いていたようである。上海に鄭耀昌らが設立した宏興織布公司是、機械を購入し土貨を改良したとして、免税を申請した。初回の申請時、上記二者の製品とは異なるとして「土布向章」に照らして納税するよう命じられた。その後同年中に再度申請したものとみえ、この時に免税の許可を得たようである。²⁴⁾ また、絹織物とみられる「縐綢」についてであるが、杭州の呉恩元は揚華織綢公司を設立し、杭州拱宸橋商会を通して「機器織布局」による徵税法を申請した。しかし、農工商部は「上海機器織布完税章程」は、機器製造の方法によるものに対してである、として同公司製品は該当しないとした。²⁵⁾ 品質管理については当時、上海織布局、湖北織布局を基準としていたようであるが、揚華織綢公司の申請は絹織物にも免税対象製品の拡大へと結びついていく傾向を示すものである。

資料を列挙したが、政府の規定とは別に、「成案」「旧例」という表現がいずれにも出現することは注目に値する。事例を列挙するのみでは、事柄を定式化できない。しかし、この時点で「成案」があり、機械製品・洋式製品と見做されるものはほぼ、「成案」に依って「正税一道」の納付のみで沿途の釐金等通過税を統一的に免除されたことは、すなわち、「成案」が認可の基準として機能していたことを意味する。関連部局は、この「成案」をもって対外的に、暫行的措置という名目を楯として、事実上の許可基準としたと考えられよう。この点で政府のとった施策は、国産品の販路拡大のための実際的な措置であった。

(2) 民国初期の免税適用拡大

① 機械製小麦粉をめぐる督撫と業者

機械製小麦粉は、さきに外務部が機器仿製洋貨の例に照らして5分税のみで沿途流通の免税を許し、ついで光緒三十一年に海豊麵粉会社が税釐免除を申請した際、商部が外務部に諮って、

とくに「洋麵抵制のため」（洋麵は非課税）すべての機製麵粉に暫時、5分税も含めた全面的免税を認めていた。免税がかなり普遍的になりつつあったことを示していよう。

ところで、国内でみれば、一方では、「暫行的措置」の扱いについては、釐金収入を直接の財源としてきた地方督撫層から、中央に相反する要請も出されている。優遇措置を受けた機製麵粉について、光緒三十三年、兩江總督は度支部を通し税務大臣につきのような上申書を提出した。

「機製麵粉の免税に関し明文には期間の制限がない。もし永遠に徵税を免除をするなら（地方）税収に大いに障害となる。もともと免税原案は、中英商約第八款が出廠税を施行した時に改めて統一した方法を取ると記載しているが、中英商約はすぐには施行されがたい。かつ機製麵粉は本来、暫行税である。免税期限を決め、満期以後はもとどおり徵税できるよはからっていただきたい。」

この上申に対して、税務大臣は兩江總督の要請を勘案し、「本年八月より一律に期限を切って免税五年とし、満期になればさらに状況を見て方法を定める」ことを、商部から北京麵粉公司、上海江寧商会等に、また湖広總督を通して漢口漢豐麵粉公司に通達を出している。²⁶⁾

この後、宿遷県に創設された永豐麵粉公司も、阜豐、海豐等公司の「成案」によって「暫免税釐五年」を申請し、五年期限の税釐免除を許可された。²⁷⁾

機器製造麵粉についての期限付き免税措置の実施は、地方の税収確保と中央の国貨奨励との政策上の矛盾を回避する彌縫策である。清末の機械製国貨奨励政策は、地方税収との均衡の上で実施せざるをえなかった。

ところがこの後、興味ある経過がみられる。光緒三十三年八月から民国元年九月十日までの5年間の釐金免税期限の後、釐金免税1年の延期を許可され、さらに、免税期限が撤廃されたのである。この間の事情をつぎの上書文が語っている。

民国二年、上海阜豐麵粉等の公司是税務処に上申書を提出した。その文によれば、「華商の機械製麵粉の五年の免税期限は昨年八月に満期になり、各公司の要望により一年延期され措置済である。いままた満期になったため、各省の麵粉公司与合同で何度も會議を開催した。洋麵が無税であるのに対し、華麵は断じて納税を開始しがたい。どうか洋商の免税と同一期限にし、逐年手続きをする手間を除いていただきたい。……洋麵を一日免税にすれば華麵も一日徵税を停止するよう許可されたい。並びに各省関卡に一律に遵守し以て実業を保護し商情に添うよう通達されんことを懇願する。」

これにたいし、税務処は、「洋麵の輸入は約章に照らして免税である。もし機械製土麵粉にわかに徵税すれば土麵粉を取り残すことを免れない。本処は実業奨励のため、申請どおり許可し、すべての華商の機械製麵粉は元の方法に依って税款の徵收を免除し、さらには期限を定めるには及ばない。……将来、通商輸入税則が改正されるか、あるいは別途、麵粉画一徵税辦

法を定めた時には該公司等は一律に遵守されたい……二年十月」と指示するとともに、財政部に伝達した。²⁸⁾

この場合、麵粉が民食であることもあって徴税を一切免除し、さらに輸入麵粉にたいする土麵の保護を地方税収よりも優先したのである。新税則の成立待ち等の条件付きであるが、機器製造麵粉公司是当面、免税期限の排除に成功したのである。申請——許可という認可行政の背景に民間企業の強固な意図がうかがえるし、官においてもその必要が認識されていたと考えてよい。

②「貧民工場」への適用拡大：「吉林実習工廠成案」

民国元年十一月、工商総長劉揆一は初めての全国臨時工商會議を開催した。會議に出席した代表は百余名にのぼり、議案は57件に及んだ。その議題の一つに「貧民工場」を奨励するため税捐（税金）を免除する件があり、「吉林実習工廠成案」を採用することを決定した。このため江蘇省泰県の商弁第一工場は同工場製綿布のサンプルを江蘇民生長に送付し「確かに洋式を模倣したものである（「仿照」）」であるとの認定を受けた。そこで江蘇国税庁籌備処を通し、財政部等が検討した結果、「機械製造洋貨模倣専章」（「機器仿照洋貨専章」）に照らして措置することは規定に相符合するとの結論を得た。よって、該工場のすべての洋式の綿布は、他所に運搬販売するときは通過する第一関で5分の正税一回を納付して運単（運輸許可書、貨物送り状）を受けとり、不正の無いかぎり「一律に重複徴収を免除する」とする許可を受けたのである。²⁹⁾

吉林の「実習工廠」とは、新政の基地、東北吉林に数カ所設立されたとみられ、光緒三十三年七月、松花江南岸に開設されたのが最初のものようである。³⁰⁾ このなかの吉林迎恩門外の「吉林実習工場」は、「布疋、鉄器、皮革」等について宣統二年五月、「洋式のものであるならば、当地での小売りは税釐を免除し、他所へ運送販売する場合は『機器仿造洋貨辦法』に照らして、第一関で正税一道を納付させ沿途は重ねては徴税しない。華式の物品はなお土貨徴収通例に照らして処理する。」との認可を受けていたのである。ただこの方式は、税務処編纂の統計書では、「機製洋式貨物」の減免税とは区別して、「各種土貨免税」の項目に入れられている。³¹⁾

江蘇省泰県の商弁第一工場の事例では「洋式布疋」の基準があきらかでないが、様式、品質ともに機械製の洋式綿布に照らして遜色はないと判断されたものようである。

関連する事例をさらに追っておく。江蘇省の利生工廠が、出荷が増加したのに伴い漢鎮に販売支店を設け商品を運搬することを計画した。そこで製品の綿布、靴下等はみな「仿照洋式」で製出したものであるので、「泰県成案」を採用してもらいたいと財政庁、江蘇巡按使を通し申請した。これにたいし、財政部は、巡按使がすでに「確かに洋貨を模倣したものである」と

声明しているからには、申請は前案件と符合するとした。これを受けて税務処督辦梁士詒は、工廠製造の商品はすでに税務処が暫時「吉林実習工廠成案」に照らしてそれぞれ徴税、免税の方法をとるよう指示し処理済である、とし、財政部からの咨文にも利生工廠の製品は「確かに洋式を模倣したものである」とあるため、前例によって措置すべきである、とした。³²⁾

「泰成案」とはすなわち「吉林実習工廠成案」である。利生工廠の案件には「洋式」の商品であることのほかに、江寧一帯の兵乱のなかで「この工場は貧民を救済する点で通常の営業とは同様ではない」という点も前例援用の理由に付記されていたように、この種の「貧民工場」は清末新政時期に東北、華北はじめ各地に設立され、授産と技術改良を兼ねて運営されていた。「吉林実習工場」はその模範工場としての位置から、製品中の洋式物品への免税の措置が早期に適用され、事後、これが「成案」となったものであると判断できよう。

③手織り洋式綿布への適用拡大：天津

ところで清末、北洋を中心として手織りの綿布（土布）の改良が重ねられていた。この問題はかつて拙稿で叙述したので、簡単に触れるにとどめる。天津、高陽、北京等を中心に工芸局とよばれる官立の工場、のちには民間の小規模の織布工廠が、鉄輪を組み合わせた足踏機を導入し、外国綿糸を混織して広幅で均質な洋布模倣綿布すなわち「愛国布」の製出に成功していた。光緒三十一年（1905）年前後のことである。³³⁾

当時高陽一帯では、楊木森らが資本1万元程度の鉄輪紡織廠や鉄輪織布工廠を設立していた。そして高陽商会は、製出する「土布、斜紋土布」等の納税額の指示を仰いたが、税務処は、「天津抄関の徴税章程」によって決定すべきことをもって回答の基本とした。綿布のなかには「寛二尺二寸」の、すなわち洋布の布幅に匹敵するものがあり、また「斜紋土布」（ジーン、ドリルなど綾織り綿布）には薄手の「細」布もあったが、税額は抄関（常関）の決定に任せ、この時点で、機械製洋布の模倣品とはみなしていなかった。³⁴⁾

その後民国以降に手織り織機の改良が広まり、輸入綿糸の縦糸への使用も普及し、産出する綿布が均質、高級化するとともに、実質上、機械製の製品と同質のものとして、各工廠は「正税一道」による納税の申請をする事例が多くなったとみられる。

ここでは、先にも触れたように手織り織布業改良の先陣を切っていた北洋、なかでも、多数の民間工場が創設され、改良綿布「愛国布」を製出していた天津を中心に、民国初期の税釐减免の過程を参考としよう。清末より、北洋実業の中核となった実習工場、工商研究所（責任者は宋則久、楊曉林）等の機関が、織布業の技術者を養成していった。かれらが独立して創設した工場数は天津で1916（民国5）年に、ある資料によれば52軒、職工数2532人を数えている。また1914年時点では織機台数は、約2500台で、木機と鉄輪を装着した改良型の足踏機が「相半ば」した。

このような発展を背景として1915年3月から4月にかけて、「天津民立衆工廠商人」は天津商務總會を通し、天津鈔関管理の華善らとつぎのような交渉の経過をみた。

民国元年、海関が則例を査定したところによれば、「愛国布」は「中国土布」と性質が同じく、土布旧例によって百斤30両ごとに正税1.5両（5分に相当する）を徴収する。ただ「愛国布」は確かに「仿造洋式貨物」であるので、かつて、織布業者らは鈔関に申請し、規定に照らして「統税」（生産地において一回のみ徴収する税）で徴収し「仿造税単」（洋貨模倣製品納税証明書）を使用することを許可された。つまり0.75両の半税を加えて2.25両の「統税」とする方法によって、「いずれの省に運輸してもすべて重複徴収を免除すること」（「運往何省概免重徴」）となったのである。販売先が河南、山西、陝西、甘肅、新疆等の「遠省」であったため、土布としての「愛国布」には当時運用しうる最適の税法だったとみられる。

ところが翌1913年8月、「海関辦法」に照らして一律に百斤45両と査定された。さらに「商業后如發達、再行酌増估價」との命令を受けたのである。その意味は、査定価格の値上げのほか、「海関辦法」の税釐を賦課することによって、土布に対する「仿造税単」の使用すなわち統税による「運往何省概免重徴」の便宜から排除されたものようである。商工業者たちの言によれば、一方では、昨春より日本の服地の売れ行きが良いが、それは（五分の輸入税以外）子口半税のみの納付で税釐は重複徴収されない、両者、雲泥の差のようであり、我が国工業は実に将来の發達は望めないといえよう、と訴えていた。こうした理由をもって、「商等百数十家」は連名で鈔関に、旧例に拠るよう上申書を提出した。また天津商務總會は事情を汲んで、国貨提唱のため、統税を徴収し「仿造税単」を発給して商民の艱難を救ってもらいたいと、申請した。

これに対し、天津鈔関管理華善は、もし「機械製品模倣貨物」の場合は、正税一回の納税のみで「一律に重複徴収を免除されるという特別の利益」を享受でき、五分税のみでよい、しかし「普通貨物」は海関則例によって納税し、すなわち「仿造単」による免税の利益は享受できない、として要求を斥けた。³⁵⁾

この後9月頃より、織布業者は天津商務總會を通して税務処、財政部等と交渉を行なった。「天津衆織染工廠董事天津售品所宋則久、実業工廠韓錫章、中益工廠五錫綸、善記工廠趙瑞年」等の申請書によれば、このたびは織造する所の「大小花素布疋」（柄物、無地物）について、「正税一道を納税すれば、沿途は一律に重複徴収を免除すること」を求めていた。すなわち他省の各工場の「機器仿造洋貨成案」にならって納税することを要求したのである。農商部の指摘によって、織布業者は公司および商家としての登記を行った後、その製品が実際に「機器仿造洋貨」として通用するか審査を受けることになった。織布業者の文書では、各工場の用いる織機は多くは「鉄輪木機」（自動足踏織機）であり「日本の織機の製法に倣い、その型式は日

本のもとの異なる。また現在、各鉄工場は鉄輪機をあらたに発明し西洋式に倣って製造しており、これを購入する工場も多い。織布はみな洋貨を模倣して製出したもので、すべて機器を用い、織法は従前の土法とは同じでない。この国貨提唱の際に当たり、税率を軽減すれば販路を拡大でき、そうすれば国貨も自ずと発達する」と述べ、「機器仿造洋貨」としての正税一道のみの納税許可を求めている。

ちょうど冬季の結氷時期を目前にし、また津海関税務司が増税しようとした等の事情も加わって、業者、天津商務総会は結論を急いだ。「董事宋寿恒（宋則久）、趙蓮舫」が直接、綿布の見本品を携え農商部に赴き、さらに税務処の審査を請うことになった。こうした経緯を経て税務処は「上海宏興織布公司（前出）の機制布疋について、すでに本処が五分の正税の納税のみで運単を与え沿途の税釐は免除した。……今、天津民立織工場の機制布疋もすでに検査したところ、一般の外貨とほぼ同じである。宏興公司の成案を援用して処置すべきである」という許可を出したのである。1915年12月18日付けのことであった。

また津海関監督の財政部への文書によれば、「天津には工場が林立している。このたび宋則久らが『機造洋貨』納税法の援用を求めたが、その適用は今回、名称を列挙した工場に限る。……当該工場は工場の屋号、ブランド名を明細書に書き出すように、とも指示しており、実際の天津の工場数は、「百数十家」を上回ったともみられる。³⁶⁾

日本の業界もこの免税措置の経緯をつぎのように注視していた。

「(従来は) 販路省外に及ばざりしを以て、工芸局（北洋工芸総局）より直隸総督に申し運布の執照を付して各処に運往するに方り、一切の税釐を免除することを許し保護奨励至らざるなかりしを以て、直隸省内の内地機業面目を一新し、現今にては高陽県の織機台数一万五六千台を有するを筆頭とし、天津、北京の二千台乃至千五百台、……已に今日に至りては上記各地方の工廠にても全部木輪を廃して鉄輪機を使用し、従て製産品も次第に品質を高めたれば、若し中央政府に於て相当の保護奨励を加ふれば、内地の斯業は益々発達隆盛を来すことなるべし、然るに機業有力家の説によれば、中央政府は財政窮迫の結果……本品模倣棉布の如きも前清政府奨励の苦心を犠牲として惜まず、之れが移出に付ては土布移出税率に照し納税を要するに至りたるを以て非常の影響を蒙り……」（句読点は引用者による）と、中央政府の施策には悲観的な見方をしていたが、結果は、上記のように、商工業者の熱意によって、「機造洋貨」納税法の援用が認められたのである。³⁷⁾

各織布工場のブランド名を印刷した「天津愛国布引き札」は、現在、40種あまり天津歴史博物館に保存されている。こののちの時代のものであるが、当時、折からの反日ポイコットに乗じた宣伝の意味と同時に、他工場商品と区別して洋式綿布としての認定を獲得するための必要からもブランド名が盛んに作られたのであろう。³⁸⁾

天津の織機台数は1914年の約2500台に比べ、17年頃、約6000台、18年に約8000台と増加し、

そのほとんどが鉄輪の自動足踏織機になったこと、また工場数も1917年の調査で270余軒になっていたことは、他の要因と合わせ、この税制上の減免措置が一理由であったと考えられる。

またこの特典は他の地方にも適用されていったことが、史料からうかがえる。

江蘇地域の「旧式織布業」の項で、「(手織織布の中心地である)上海及其他江蘇省一帯は、……手織機業は何等衰退の形跡を認めず、現今尚旧式による織布工場は浦東を合して其数二百を算し、織機三千台に達す、……是等は殆ど木製手織機なれ共、閘北の閘北織布廠、……三星布廠の如き鉄織機を三、四据付け居るものあり、」という状況であった。上海の旧式織布工場として69軒が挙げられており(一部設立年の判明する工場の創設年は、1909～1917年)、製品は「愛国布、縐布、電光布」等で巾は一定していなかったが、これら工場の内、「華新、振興、振新、理華、厚生、榮大」の6工場製品は「従価五分の『物産税』を納付し、以て輸出税及沿途一切の附加税を免除せらるゝの特典を有す」とされている。

南京の「利生工藝廠」は1913年の創立で第二革命後、失業の細民に生計の途を与えることを目的とした。木機150台を有し、日々就業する者は男工80余人、女工70～80人で、一部原料綿糸に42番手の細糸を用い、製品は「条子布〔縦縐物〕、格子布〔横縐物〕、愛国布〔灰藍色の無地物〕」であった。これらの製品には、「洋式模造品たるの故を以て一昨年(1916年)特に其製品運輸に対し保護を与へ、他地方への運送に対しては、正税従価五分課税の外一切の通過税を徴収せざるの特典」を得た。

また武進の大綸織布工場(1916年設立、資本9万元)は、製出する「飛熊、太少獅、毬球のブランド名のある斜紋布及び絲光、条格、愛国、席法のブランド名のある平布は共に釐金免除の特典」を1918年8月に受けた。³⁹⁾

手織による綿布でも、原料綿糸、布幅、使用織機による製品の精緻さ等が「洋式模倣品」と査定されれば、5分正税の納付のみで、釐金は免除される道が開かれたのである。

なお中華民国という時期に注目すれば、「国税」制定への指向が表面化してくることも一つの特徴である。紡績工場について、上海同昌紡紗廠が、江蘇都督、工商部、財政部を通してつぎのように申請した。「光緒三十四年九月に開設し機器を設置して、現在一日に二十余包の粗、細棉紗を製出し成果が見られるようになった。(民国元年に至り)『税関向例』(税関慣例)すなわち、上海各紗廠が製出する棉紗が正税一回の納付のみを行い免状に記入すれば、以後各口に運搬販売しても重ねては徴税されないというこの慣例を適用してもらいたい」と。これにたいし、税務処は、「機械製棉紗の出口は洋関、常関を論ぜず、光緒十七(1891)年に一担ごとに正税七錢(1858年制定の旧税法による輸出税額)を納付すればいっさいの追加徴収を免じると記録に残されている、いま上海同昌紡紗廠も機器を用いて粗、細棉紗を紡出していると言

明しているからには……毎担、正税七銭を納付させ運單を給与して、ブランド名の詐称、密輸、脱税がなければ通行させるように」と、各関稅務司に命じた。そしてここでは、中英商約第八款の出廠稅の施行までという条件には触れずに、将来「國稅」が整頓されたとき、別個「棉紗徵稅辦法」を定めるならそれを遵守すべきものとしている。⁴⁰⁾

民国に入り、輸出入關稅等外交交渉とのからみによる国内稅制の決定ではなく、国内での統一的な「國稅」や稅則の決定、適用が急がれていることが窺えよう。

また、光緒十七年といえは張之洞の機器織布局設立の翌年であり、1担ごとに正稅7銭とは、李鴻章の工場の例にもとづき特典を得た課稅額で、その稅額が引き続き有効であること、すなわち、光緒二十八（1902）年改訂海關輸入稅額（5分）の綿紗1担に付き9銭5分より低い稅額を適用して、従來の優遇措置を援用していることが分かる。

註

- 1) 濱下武志『中国近代經濟史研究』汲古書院、1989年。
- 2) 高柳松一郎『支那關稅制度論』1926年版、1918年1月脱稿、375～376頁；光緒八年三月北洋大臣の上奏文、光緒十九年正月湖広總督の上奏文。嚴中平『中国棉紡織史稿』1965年版、89頁。
- 3) 『光緒東華錄』光緒三十二年四月。金體乾『海關權與民国前途』60～61頁参照。金子陸三『支那出張復命書』大正7年、41～43頁、35～37頁。
- 4) Stanley F. Wright, *China's Struggle for Tariff Autonomy: 1853-1938*. Shanghai, 1938；萊特著 姚曾典訳『中国關稅沿革史』北京、生活・讀書・新知三聯書店、1958年、415-416頁。
- 5) 陳詩啓「論清末稅務處的設立和海關隸屬關係的改變」『中国近代海關史問題初探』中国展望出版社、1987年；『歴史研究』1987年第3期に掲載したものの改訂版。
- 6) 飯島涉「一九〇三年中日改訂通商條約の締結について——『マッケイ條約体制』と中国」『人文研究』（大阪市立大学文学部）第四四卷第十二分冊、1992年。
- 7) 朱進『中国關稅問題』民国8年、近代中国史料叢刊三編第二十輯、129～130頁。
- 8) 中国第二歴史檔案館、中国社会科学院近代史研究所合編『中国海關密檔 赫德、金登干函電匯編』第七卷（1900-07年）中華書局、1995年、947-948頁。
- 9) 『支那關稅制度論』166～168頁参照。
- 10) 『稅務處一覽統計表不分卷』稅務處撰、民国□年排印本、「稅務處官員職掌一覽附表」。
- 11) 光緒二十二年五月の諭旨；『支那關稅制度論』376頁。
- 12) 高村直助『日本資本主義史論』ミネルヴァ書房、1980年、158～160頁。
- 13) 『中国關稅沿革史』373頁。
- 14) 『張文襄公全集』奏議 「華商機器製貨請從緩加稅並請改存儲關棧章程摺 光緒二十三年正月二十八

- 日」、沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』457所收。
- 15) 『支那関税制度論』376頁～377頁。『中国関税沿革史』371頁。
 - 16) 根岸佑「支那関税改正と帝国」『外交時報』18卷10号（通巻217号）、大正2年11月。
 - 17) 外務省通商局『清国ニ於ケル利権回収熱ニ基ク各種企業並ニ保護政策調査報告第一輯』自明治42年至43年、82頁；明治43年6月4日在清国公使館報告。
 - 18) 「支那関税問題」『支那』8-10、大正6年5月。
 - 19) 『商務官報』光緒32(1906)年10月15日。
 - 20) 『近代中国史料叢刊』三編 191『新聞文件録』83頁、「外務部葡行総稅務司」光緒三十二年四月五日。
 - 21) 『商務官報』光緒32年11月25日。
 - 22) 『商務官報』光緒32年12月5日。
 - 23) 楊大金『現代中国実業誌』民国21年、再版民国26年、11～12、15頁。
 - 24) 『商務官報』光緒34年4月5日。同、光緒34年4月25日。『稅務処一覽統計表不分巻』本文後掲表参照。
 - 25) 『商務官報』光緒32年11月5日。
 - 26) 『商務官報』光緒33年8月15日。同、光緒33年10月15日。『稅務処一覽統計表不分巻』「核准華商機製土麩粉免稅年月事項一覽表 光緒三十年至宣統三年」。
 - 27) 『商務官報』宣統2年(1910年)正月25日。
 - 28) 『政府公報分類彙編』賦稅、78～79頁。
 - 29) 『政府公報分類彙編』賦稅、95頁、民国3年5月。『政府公報』725号、民国3年5月14日。
 - 30) 『中国近代手工業資料』第二巻、1957年、570～571頁。
 - 31) 『稅務処一覽統計表不分巻』「核定各種土貨免稅期限年月事項一覽付表 光緒三十二年至宣統三年」。
 - 32) 『政府公報分類彙編』賦稅、139頁、民国3年9月1日。『政府公報』838号、民国3年9月4日。
 - 33) 拙稿『宋則久と天津の国貨提唱運動』『五四運動の研究』第二函6所收、1983年、第三章愛国布。同「愛国布の誕生について」『神戸大学史学年報』創刊号、1986年5月。
 - 34) 『商務官報』宣統元年6月15日。同、7月15日。同、10月15日。
 - 35) 天津市檔案館編輯『北洋軍閥天津檔案史料選編』天津古籍出版社、1990年、392～395頁；函1、1915年4月1日、附件、3月24日；函2、4月23日、附件、4月13日。
 - 36) 『北洋軍閥天津檔案史料選編』398～402頁；1915年9月30日、附件、9月17日、11月20日、附件、10月19日、12月18日、附件、11月24日。
 - 37) 『大日本紡績聯合会月報』第281号、1916年1月、「直隸省内地産棉布釐稅問題」。
 - 38) 拙稿「天津歴史博物館所蔵の『愛国布』引き札について」『関西外国語大学研究論集』第55号、1992年1月。蔣原實「天津愛国布商標綜覽」中国社会科学院近代史研究所『近代史資料』総81号、1992年11月。
 - 39) 安原美佐雄『支那の工業と原料』第一巻上、大正8年、571～586頁。『支那省別全誌』第15巻 江蘇省 669～679頁。
 - 40) 『政府公報分類彙編』賦稅、35～36頁、民国元年11月。